

預金口座振替規定

1. 本規定における預金口座振替とは、預金者が第三者（以下、請求先といいます）に対する料金等の支払について、当金庫が預金者からの依頼に基づき、当金庫に開設された預金者名義の預金口座から自動的に引落しを行い、請求先に支払う取引をいいます。
2. 当金庫に請求書が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求先の請求にしたがって請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。この場合、各種預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしないものとします。
3. 本規定における預金口座振替において、当金庫は、同一の請求先による同一預金口座に対する預金口座振替については、預金者の指示に基づくものとみなし、請求先の請求にしたがって、支払うことができるものとします。
4. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を返却できるものとします。また、同一の振替日に複数の請求があった場合において、払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）が請求金額の総額に満たない場合には、払戻可能額を超えない範囲で当金庫の裁量により決定した振替を行います。
5. この契約を解約するときは、預金者から当金庫に当金庫所定の書面により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、預金者から特に申し出のない限り、当金庫はこの契約が終了したものとして取扱えるものとします。
6. この預金口座振替について紛議が生じたとしても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は責任を負いません。
7. (1) 当金庫は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定の条項について合意があったものとみなし、個別に預金者と合意をすることなく契約の内容を変更することができます。
 - ①本規定の変更が、預金者の一般の利益に適合する場合
 - ②本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合(2) 当金庫は、前項の規定による本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット上の当金庫ホームページへの掲出その他の適切な方法により周知します。(3) 第1項の規定による本規定の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じないものとします。
8. この預金口座振替契約の準拠法は日本法とします。この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上
北おおさか信用金庫
(2020年 7月1日制定)